

議案第 29 号

鯖江市印鑑条例の一部改正について

鯖江市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正および電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市印鑑条例の一部を改正する条例

鯖江市印鑑条例（平成9年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。